【陳情事項】―★印が懇談の重点項目です。

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1．安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【介護保険課・財政課】

【回答】

介護保険料については、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に、負担能力に応じて設定されています。平成 27 年度からの第６期については、介護給付費準備基金の取り崩しを見込み、保険料基準額の急激な上昇を抑制しました。また、保険料段階の第 1 段階については、負担軽減措置が講じられています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

【回答】

介護保険料の減免については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合には、減免を行っています。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。**【介護保険課】**

【回答】

補足給付の申請手続きについては、公平性をさらに高め適切な負担を求めていくため、申告に基づき個人情報保護に配慮しながら預貯金等の確認を行っています。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。　**【高齢福祉課・介護保険課】**

【回答】

平成 26 年度末現在、市内には、特別養護老人ホームが 7 施設、小規模特別養護老人ホームが 6 施設あります。平成 27 年度から 29 年度の計画である第 6 次春日井市高齢者総合福祉計画では、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などの整備目標を設定し、社会福祉法人等による施設・居住系サービス等の整備を支援していきます。また、小規模多機能型居宅介護施設についても、今後整備を促進していくこととしています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【介護保険課】

【回答】

地域包括支援センターの設置については、人口規模や地域のバランスを考慮して設置されており、市はその責任主体として、地域包括支援センターの運営について適切に関与しています。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービス

に見合ったものとしてください。　**【介護保険課】**

【回答】

総合事業への移行に際しての単価設定等は、サービスに見合ったものとなるよう検討を進めています。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。　**【介護保険課・企業活動支援課】**

【回答】

介護職員については、平成24年度の介護報酬改定以降、介護職員処遇改善加算の導入により、介護職員の賃金改善が図られています。また、市では人材育成を目的に、春日井市内に事業所をもつ中小企業が行う研修事業に対し、助成金を交付しています。概要は次のとおりです。

1　助成対象内容

・中小企業大学校瀬戸校の実施する研修

・中部職業能力開発促進センターが開講する能力開発セミナー

・国、県等の公的機関が実施する研修等

・商工会議所又は商工会が実施する研修等

2　助成金額

受講料の５０％（上限１０万円）

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方　**【介護保険課】**

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

②介護保険利用の際の手続き　　**【介護保険課】**

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)　　**【介護保険課】**

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めています。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】

総合事業への移行にあたっては、国・県及び先進自治体の動向を注視しながら、本市の実情に応じて適切に実施するよう検討を進めております。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。　　**【高齢福祉課】**

【回答】

助成の受けられる配食サービスによる安否確認や、介護認定前の高齢者を対象とした高齢者生活支援ホームヘルプサービスでは買い物や調理、洗濯などの家事支援を実施しています。また、ひとり暮らし高齢者については、友愛電話訪問、緊急通報システムの設置を行っています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【交通対策課・障がい福祉課・高齢福祉課】

【回答】

かすがいシティバス「はあとふるライナー」では、障がい者、障がい者等付添い人の運賃を無料としているほか、75 歳以上の高齢者は、通常運賃の半額の 100 円としています。また、障がい者手帳の等級に応じて、自動車燃料利用券(ガソリン券)、タクシー利用券又はリフト付タクシー利用券を支給しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。　　**【高齢福祉課】**

【回答】

老人憩いの家を市内に 15 か所、ふれあいの家を市内 32 か所に設置し、地域団体への指定管理により運営しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。**【住宅施設課】**

【回答】

平成 18 年度以降に整備した住宅は、すべて玄関を引戸として僅少な段差になるように施工したほか、現状、全ての住宅において、１階通路へのスロープを設置しました。さらに、３階建以上の住宅には、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図りました。今年度については、市営住宅の基本指針である「春日井市市営住宅総合再生計画」に基づき、平成 29 年度の入居に向けて、下原住宅の建替工事に着手しました。この住宅は、老朽化した木造住宅の集約を図り、高齢化した入居者等誰もが快適に使用できるように共用部、住戸部を含めバリアフリー化を図り、高齢者世帯も安心して暮らせるように整備を行います。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。 **【高齢福祉課】**

【回答】

配食サービスは、週４回を限度として実施しています。１食当たり 300 円の助成金を受け、自己負担 260 円から安否確認を兼ねた配食サービスを受けることができます。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【介護保険課】

【回答】

平成 19 年 10 月より、住宅改修及び福祉用具購入について受領委任払い制度を開始しています。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。 **【介護保険課】**

【回答】

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。 **【介護保険課】**

【回答】

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年１月に障がい者控除対象者認定書を一括発送しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。 **【生活援護課】**

【回答】

春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。相談者の生活状況を可能な限り的確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めています

が、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。

また、扶養義務者がいる場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援が可能か照会しますが、扶養義務者がいることをもって直ちに不受理とすることはしません。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。 **【生活援護課】**

【回答】

生活保護法の規定（法第 24 条第 8 項、28 条第 2 項）のとおり明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず、扶養を履行していないと認められる場合に限り通知、報告を求めることとしています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【生活援護課・市民税課・保険医療年金課・介護保険課・障がい福祉課・学校教育課】

【回答】

生活保護基準引き下げにより影響を受ける各種制度に対し、国は就学援助、保育料減免、児童養護施設等の運営費等については、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とするとし、地方単独事業については、その趣旨を理解したうえで各自治体において判断するよう依頼するという考え方を示しています。

- **就学援助については、国の対応方針を踏まえ、平成 27 年度においても前年度に引き続き生活保護基準引き下げ以前の基準を適用することとしています。**
- **介護保険料については、生活保護費の引き下げに伴い保険料額が変更することはありません。**
- **小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、引き下げによる影響が生じないよう、制度の見直しを実施しました。**
- **個人市民税の非課税の範囲となる所得金額については、地方税法施行令第 47 条の 3 で定める基準に従うこととされています。この定めでは、生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分ごとに、同法の生活扶助、教育扶助及び住宅扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が該当した級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとされています。そのため、生活保護費の引き下げにより総務省令で定める率が下がった場合、個人市民税の均等割の非課税の基準となる合計所得金額も引き下がることとなります。個人市民税の非課税の範囲となる所得金額の引き下げについては、総務省令で定める率の引き下げ（現時点では未定）を受けた後、近隣市町村及び同規模市の状況などを注視し対応していきます。**

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。 **【生活援護課】**

【回答】

ケースワーカー等専門職を含む正規職員の増員要求については、人事部局に要求しています。

ケース検討会議を毎週行うほか、担当者研修を毎月行っており、問題ケースの解決方策や情報の共有化を図り、被保護者に丁寧な助言指導を行っています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。 **【生活援護課・人事課】**

【回答】

春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談にあたっています。威圧的な態度とか、警察ＯＢであることを相談者に言ったりすることはありません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。 **【生活援護課】**

【回答】

生活困窮者自立支援事業は、平成 27 年 4 月から直営で実施しています。相談の結果、生活保護が必要な人には保護の相談申請に案内しています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。 **【生活援護課】**

【回答】

基準改定に伴う住宅扶助の限度額改定についてのお知らせを平成 27 年 6 月 24 日付けで被保護世帯に案内しました。経過措置の適用については、個々のケースで助言指導を行っています。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が 3 以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1．3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。 **【生活援護課】**

【回答】

冬季加算額の改定のお知らせについて、被保護世帯に案内する予定です。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。 **【生活援護課】**

【回答】

特別基準の適用にあたっては、個々のケースの住環境や世帯構成、医療、介護の利用状況等による判断が必要と考えています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。 **【収納課】**

【回答】参加する予定はありません。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。 **【収納課】**

【回答】滞納者の実情に応じ滞納整理を行っています。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大

幅引き下げを実現してください。 **【保険医療年金課】**

【回答】

国民健康保険事業への国からの財政支援については、制度の安定的な運営が可能となるよう、平成27年度から低所得者対策として、保険者支援制度が拡充され、また、平成29年度以降は、更なる国費が投入される予定となっています。

また、本市においては、累積赤字の膨張を防ぐため、平成25年度に税率の見直しを行ったところです。所得の少ない世帯へは、法定軽減「５・２割軽減」の対象基準が拡大されており、負担軽減が低くなるよう配慮されています。

★②保険料(税)について **【保険医療年金課】**

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1．4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1，000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

本市では、増え続ける累積赤字を憂慮し、その膨張を防ぐため、平成25年度に税率の見直しを行ったところです。

社会保険制度の趣旨に鑑みれば、本来は被保険者からの保険税により制度を運営するものと考えますが、低所得者層を多く抱えているという国民健康保険の構造的な課題を踏まえて、解消すべき対象経費の半分を税率改定により、残る半分を一般会計からの繰入金により対応するとした改定としており、社会保障制度として一定の財政支援を考慮しました。

また、所得の少ない世帯へは、「５・２割軽減」の対象基準の拡大が平成26年度、27年度と引き続き実施されており、負担軽減が低くなるよう配慮されています。

★③保険料(税)滞納者への対応について **【保険医療年金課】**

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じない世帯に対して実施しています。

また、短期証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日(～PM7:00)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談

機会を広く設けるとともに加入者の生活実態などを把握する中で、滞納者への対応を実施しているところですので、ご理解ください。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

無保険者の調査の実施については、現在予定していません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1．4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。 **【保険医療年金課】**

【回答】

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の 1.1 倍までを免除、1.1～1.2 倍までを減額とする取り扱いを実施しています。

また、市ホームページについては、平成 25 年 4 月に更新し、詳しい内容を掲載しており、納税通知書にも平成 25 年度より制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療年金課】

【回答】今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

【保険医療年金課】

【回答】

中学校３年生まで入院医療・通院医療について助成を行っていますが、現在のところ 18 歳まで対象年齢を拡充することは考えていません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。 **【保険医療年金課】**

【回答】

精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持している方については、全疾患を医療費助成対象とし、入院医療費は全額、通院医療費は２分の１に相当する額を助成しています。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。 **【保険医療年金課】**

【回答】この内容について、国への要望等は考えていません。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【生活援護課・学校教育課・子ども政策課】

【回答】

母子父子自立支援員による母子父子自立相談、高等職業訓練促進費給付金、市独自の給付金である子ども福祉手当等の支援を行っており、今後も継続していきます。10 月より市に開設されるハローワーク窓口ではひとり親の相談も対象となります。

ひとり親世帯を含む、経済的に困窮している児童生徒のいる世帯に対しては、就学援

助費を支給することで、教育の機会均等に努めています。また、学習意欲があっても経済的理由により学習補助を受けられない子どもたちを対象に、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業について、実施地域や手法についての調査・研究を今後進めてまいります。

児童生徒や保護者と学校の間に生じる問題に対しては、「保護者と学校のかけはし事業」として、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、早期に問題の本質や背景を把握し、的確かつ組織的に対応するよう努めています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1．4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

【回答】

準要保護者に対する就学援助費の支給については、平成 17 年度から国の補助金が廃止されましたが、本市では引き続き支給することとしています。算定に用いる生活保護基準に乗じる係数については、従前のとおり 1.2 倍とし、学用品費を始め８費目を支給しています。こうした中、就学援助費の受給者につきましては、平成 17 年度が 1,045 人であったところ、平成 26 年度には、2,305 人と約 2.2 倍に増加していますが、本市においては引き続き現行制度の維持に努めたいと考えています。

また、年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しており、引き続き周知徹底に努めます。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。 **【学校給食課】**

【回答】

学校給食費は、給食の材料代として保護者に負担していただくことから、無償化は考えておりません。給食費未納により給食の提供を停止することはしていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。 **【保育課】**

【回答】

市は、子ども・子育て支援法第 34 条第２項の規定に基づき、「春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準」を条例で定め、施設型・地域型給付に係る施設の確認を行うとともに、あっせん・調整、指導監督等により、それぞれの施設において、適切に教育・保育がされるよう努めます。また、児童福祉法第 34 条の 16 第１項の規定に基づき、「春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を条例で定め、この基準に従い、地域型保育事業の認可を行い、最低基準を向上させるよう努めるなど保育事業者に対し施設等によって受ける保育に格差を生じさせることのないよう努めます。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【学校教育課・子ども政策課】

【回答】

児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関である児童相談所や母子保健、保育園、学校等と協力し、早期発見、防止対策に努めています。

いじめに対しては、各学校に「こころの教室相談員」やスクールカウンセラーを配置して、児童・生徒の相談を受けたり、その変調に早期に気付くようにしています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【子ども政策課】

【回答】現在のところ考えておりません。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。 **【子ども政策課】**

【回答】

平成 23 年度に、子宮頸がん検査やクラミジア検査、ＨＴＬＶ－１検査等が追加されて妊娠期に必要な健診項目を充実させながら出産までの健康管理を図っているところです。

初回及び産後健診の助成については、今後の動向を見守っていきます。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 **【障がい福祉課】**

【回答】

計画相談においてご本人やご家族の利用希望を伺いながら、障害者総合支援法及び関係法令に基づき支給決定を行っています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【障がい福祉課】

【回答】

移動支援は、障害者総合支援法で定められている行動援護に準じているため、通所・通学には利用できません。ただし、経路習得等、訓練のために一時的に必要な移動支援については期間を限定して利用できます。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【障がい福祉課・学校給食課】

【回答】

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法によって定められており、応能負担が原則です。当市では、国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担軽減を図っています。

学校給食費については、特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯で、一定の収入基準を下回る世帯に対し、教育費用の一部として給食費の半額を助成していますが、無償化は考えていません。

新④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。**【健康増進課】**

【回答】

緊急な対策が必要という状況でないことから、補助制度を設ける予定はありません。

★⑤40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当

で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【障がい福祉課】

【回答】

制度の説明に関しては、65 歳になる方に障がい福祉サービス利用更新の案内を郵送する際、介護保険への切り替えについての案内文書を同封しています。上記更新申請の際に利用者の意向がある場合はそれを聴取しています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。 **【障がい福祉課】**

【回答】

介護保険の利用申請は必要です。要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、障がい福祉サービスを利用していただくことができます。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【障がい福祉課・介護保険課】

【回答】

いずれも本来は医療機関の院内スタッフにより対応するのが原則ですが、通院時の院内介助については、介助を必要とされる方の心身の状態等を鑑み、個別に状況を判断して認られる場合もあります。入院中のヘルパー派遣については、障害者総合支援法で認められていません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。 **【障がい福祉課】**

【回答】

基本相談については、障がい者生活支援センター（４事業所）及び基幹相談支援センター、合計 12 名の相談員が市の委託事業として行っています。計画相談については、独自の補助は予定していません。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。 **【健康増進課】**

【回答】

現在、国において、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタについて、定期接種化の検討が進められていますので、引き続きその動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めてまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。 **【健康増進課】**

【回答】

助成額を変更する予定はありません。平成 26 年度まで 75 歳以上を補助対象としていましたが、平成 27 年度からは定期予防接種の対象年齢と同じ 65 歳まで拡充しています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。 **【健康増進課】**

【回答】

愛知県の実施する助成制度の対象者に加えて、妊娠を希望する経産婦、妊娠を希望する女性の夫や妊婦の夫についても接種費用の助成対象としていますので、助成額を変更する予定はありません。

《助成額》

風しんワクチン：上限 3,000 円（生活保護受給者 6,000 円）

麻しん風しん混合ワクチン：上限 5,000 円（生活保護受給者 10,000 円）

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1．国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。 **【企画政策課】**

【回答】

消費税の引き上げは、我が国の社会保障のための安定的な財源確保の一環としての方策ではありますが、国民生活への影響や市場の動向など、経済情勢について、高度な政治判断が必要であることから、しっかりと国において議論をしていただき、判断がされるべきであると考えています。

本市では、財政制度に関する要望は、その都度内容を検討のうえ、市長会等を通じて行ってまいります。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。 **【保健医療年金課】**

【回答】

全国都市国民年金協議会を通じ、国民年金制度の見直しに当たっては、国の財政状況等を踏まえた長期的な視点であることを納得できるようわかりやすく説明・周知することを要望しています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。 **【介護保険課】**

【回答】国への要望等は考えていません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

【保険医療年金課】

【回答】この内容について、国への要望等は考えていません。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。 **【保険医療年金課】**

【回答】今後の国の動向を注視してまいります。

2．愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

【保険医療年金課】

【回答】この内容について、県への要望等は考えていません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療年金課】

【回答】

平成27年6月議会において、当該趣旨に係る請願が採択されたこともあり、本年10月初旬に愛知県へ要望書を提出しました。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療年金課】

【回答】この内容について、県への要望等は考えていません。

(2)県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。 **【保険医慮年金課】**

【回答】この内容について、県への要望等は考えていません。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。 **【健康増進課】**

【回答】

地域医療ビジョン策定時に、県から市の意見を求められた場合には、内容を精査した上で、必要に応じて意見の提出を検討します。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

【保険医療年金課】

【回答】この内容については、広域連合への要望等は考えていません。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

【保険医療年金課】

【回答】この内容については、広域連合への要望等は考えていません。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。 **【保険医療年金課】**

【回答】

後期高齢者医療葬祭費の支給申請については、死亡届を提出される折にお知らせチラシ「死亡届を出された方へ」を手渡し、申請手続きが必要であることを案内しています。また、申請されていない方には、広域連合から提供される資料に基づき、申請勧奨を行っています。

以上